

# ドイツ民法 I (総則)



2015年3月

国立国会図書館調査及び立法考査局

調査資料  
2014-1-d

現代社会はますます複雑かつ多様化し、国政審議においても広範で多角的な情報が求められております。このような状況に対応するため、国立国会図書館調査及び立法考査局は『基本情報シリーズ』を刊行いたします。このシリーズは、国政課題に関する基本的な情報をさまざまな視点から提供するものです。

# ドイツ民法 I (総則)

山口 和人  
(専門調査員 行政法務調査室主任)

2015年3月

国立国会図書館  
調査及び立法考査局

## はじめに

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
専門調査員 行政法務調査室主任 山口 和人

ここに訳出したのは、現行ドイツ民法典（Bürgerliches Gesetzbuch. 略称 BGB）のうち、第1編 総則（第1条から第240条まで）の全文である。

我が国の民法典とも関わりの深いドイツ民法典が現在どのような姿になっているのかを知ることは、我が国の民法典の今後の在り方を考える上でも不可欠であることはいままでもない。ドイツ民法については、我が国の専門の研究者による膨大な研究の蓄積があるが、ドイツ民法典が近年、頻繁に大きな改正を経ていることもあり、現時点の法文の包括的な邦訳で公刊されたものは見当たらない。我が国の現行民法典の債権法を中心とする大幅な改正の動きに鑑み、ドイツ民法の新たな翻訳が求められているところである。このため、民法改正に関する国会審議に資するべく、今回、総則編を翻訳したものである。第2編 債務関係法（我が国民法典の第3編 債権に相当）についても近々の刊行を目指し、現在準備を進めている。

訳出に当たっては、原法文の内容の正確かつ理解しやすい訳出に努めることを第一とし、同時に法文の形式や言い回しを我が国の民法典のそれにできるだけ近づけることにも留意した。参考文献に掲げた資料及び訳注で引用した資料から貴重な情報と示唆を得たことはもちろんであるが、もとより翻訳内容の至らないところは、全て訳者の責めに帰すべきものである。

この翻訳が、この後刊行を目指すことになる債務関係法以下の翻訳と併せ、国会議員その他の国会関係者、法律実務家、研究者及び広く国民の皆様にとって、当面の民法改正問題を始めとして、我が国の民法について考える際の一助となることができれば幸いである。

2015年3月31日

## ドイツ民法典翻訳の出典、凡例及び参考文献

以下に掲げる翻訳は、ドイツの連邦法務及び消費者保護省ウェブサイトにおける現行ドイツ民法典（2014年7月22日最終改正）のテキスト全文 <<http://www.gesetze-im-internet.de/bundesrecht/bgb/gesamt.pdf>>のうち、表題、前文、総則目次及び総則本文を訳出したものである。

法文中には、「公式の注 (Amtlicher Hinweis)」と「脚注 (Fußnote)」があり、これらは全て、その名称を付して訳出した。また、テキストの法文中には、略称等を ( ) で表記したものがあつたため、これをそのまま ( ) に入れて表記又は訳出した。一方、訳者において補つた語は、[ ] を用いて区別した。また、訳者が付した注は「訳注」と表記している。

**参考文献** (総則部分の訳出に当たり参照したもの。訳注のみで引用したものを除く。)

法務省民事局参事官室 (参与室) 編『民法 (債権関係) 改正に関する比較法資料』(別冊 NBL No.146) 商事法務, 2014.

法務大臣官房司法法制調査部訳『ドイツ民法典 総則』(法務資料第 445 号) 法務大臣官房司法法制調査部司法法制課, 1985.

山田晟・村上淳一編『ドイツ法講義』青林書院新社, 1974. (訳注では、山田・村上編『ドイツ法講義』として引用する。)

Franz Jürgen Säcker, Roland Rixecker (Hrsg.), *Münchener Kommentar zum Bürgerlichen Gesetzbuch*, 6. Aufl., Bd.1., München: Beck, 2012.

Hans Prütting, Gerhard Wegen, Gerd Weinreich (Hrsg.), *BGB: Kommentar*, 7., neu bearbeitete und erw. Aufl., Köln: Luchterhand, 2012.

Begründet von Carl Creifelds, herausgegeben von Klaus Weber, bearbeitet von Gunnar Cassardt et. al., *Rechtswörterbuch*, 20., neu bearbeitete Aufl., München: Beck, 2011. (訳注では、*Creifelds Rechtswörterbuch* として引用する。)

ドイツ民法典

認証年月日 1896年8月18日

正式名称：2014年7月22日の法律（連邦法律公報第I部1218頁）第1条により最終改正された2002年1月2日公示の文言による民法典（連邦法律公報第I部42頁、2909頁、2003年第I部738頁）

この法律は、次に掲げる指令の国内法化に資するものである。

1. 職業、職業教育及び職業上の昇進への参入並びに労働条件に関する男性と女性との平等待遇の原則の実現のための1976年2月9日の理事会指令76/207/EEC（EC官報L39号40頁）
2. 被用者が企業、事業体又は事業所を移動する場合の請求権の保全に関する構成国の法令の調整のための1977年2月14日の理事会指令77/187/EEC（EC官報L61号26頁）
3. 営業所外で締結される契約における消費者保護に関する1985年12月20日の理事会指令85/577/EEC（EC官報L372号31頁）
4. 消費者信用に関する構成国の法令及び行政規定の調整に関する理事会指令87/102/EECの改正に関する1998年2月16日の欧州議会及び理事会の指令98/7/EC（EC官報L101号17頁）により最終改正された、消費者信用に関する構成国の法令及び行政規定の調整に関する理事会指令87/102/EEC（EC官報L42号48頁）
5. 団体旅行に関する1990年6月13日の欧州議会及び理事会の指令90/314/EEC（EC官報L158号59頁）
6. 消費者契約における濫用条項に関する1993年4月5日の理事会指令93/13/EEC（EC官報L95号29頁）
7. 不動産に関するタイムシェアリング利用権の取得に関する一定の観点から取得者を保護するための1994年10月26日の欧州議会及び理事会の指令94/47/EC（EC官報L280号82頁）
8. 国境を越える送金に関する1997年1月27日の欧州議会及び理事会の指令97/5/EC（EC官報L43号25頁）
9. 遠隔販売における契約締結に際しての消費者保護に関する1997年5月20日の欧州議会及び理事会の指令97/7/EC（EC官報L144号19頁）
10. 支払決済システム並びに有価証券の供給及び決済システムにおける決済の効力に関する1998年5月19日の欧州議会及び理事会の指令98/26/EC（EC官報L166号45頁）第3条から第5条まで
11. 消費財の購入及び担保の諸点に関する1999年5月25日の欧州議会及び理事会の指令1999/44/EC（EC官報L171号12頁）
12. 域内市場における情報社会のサービス、特に電子商取引の一定の法的観点に関する2000年6月8日の欧州議会及び理事会の指令2000/31/EC（「電子商取引に関する指令」、EC官報L178号1頁）第10条、第11条及び第18条
13. 商取引における支払遅滞の防止に関する2000年6月29日の欧州議会及び理事会の指令2000/35/EC（EC官報L200号35頁）

〈目次〉

第 1 編 総則

第 1 章 人

第 1 節 自然人、消費者、事業者

第 2 節 法人

第 1 款 社団

第 1 目 総則

第 2 目 登記した社団

第 2 款 財団

第 3 款 公法上の法人

第 2 章 物及び動物

第 3 章 法律行為

第 1 節 行為能力

第 2 節 意思表示

第 3 節 契約

第 4 節 条件及び期限

第 5 節 代理及び任意代理権

第 6 節 同意及び追認

第 4 章 期間、期日

第 5 章 消滅時効

第 1 節 消滅時効の対象及び期間

第 2 節 消滅時効の停止、消滅時効完成の阻止及び消滅時効の新たな開始

第 3 節 消滅時効の法的効果

第 6 章 権利の行使、自己防衛、自救行為

第 7 章 担保の提供

## 第1編 総則

### 第1章 人

#### 第1節 自然人、消費者、事業者

##### 第1条 権利能力の始期

人の権利能力は、出生の完了とともに開始する。

##### 第2条 成年

満18歳をもって、成年とする。

##### 第3条から第6条まで

削除

##### 第7条 住所、設定及び放棄

- (1) ある場所に定住する者は、その場所に住所を設定するものとする。
- (2) 住所は、同時に複数の場所に存在することができる。
- (3) 住所は、これを放棄するとの意思をもって定住を放棄したときに、放棄されたものとする。

##### 第8条 完全行為能力者でない者の住所

- (1) 行為無能力者又は制限行為能力者は、その法定代理人の同意がなければ、住所の設定及び放棄のいずれも行うことができない。
- (2) 婚姻中であるか又は婚姻したことのある未成年者は、独自に住所の設定又は放棄を行うことができる。

##### 第9条 兵士の住所

- (1) 兵士の住所は、勤務地とする。国内に勤務地のない兵士の住所は、直近における国内勤務地とする。
- (2) 前項の規定は、国防義務に基づいてのみ兵役に就いている兵士又は独自に住所を設定することができない兵士には適用しない。

##### 第10条

削除

##### 第11条 子の住所

未成年の子の住所は、両親の住所とし、子の身上配慮権<sup>(1)</sup>を有しない一方の親の住所は、子の住所としない。両親のいずれも子の身上配慮権を有しない場合には、その権利を有する者の住所を子の住所とする。子は、有効に住所を放棄するまでは、当該住所を保持する。

##### 第12条 名称権

名称の使用に関する権利が、権利者に対して他人によって争われているとき、又は他人が無

---

(1) 訳注：「子の身上配慮権」のこの箇所での原語は、das Recht, für die Person des Kindes zu sorgen である。ドイツでは、「1979年7月18日の親の配慮の新規制に関する法律」(Gesetz zur Neuregelung des Rechts der elterlichen Sorge vom 18. Juli 1979, BGBl. I S.1061.)による親権法の大改正により、支配的権力や暴力と結びつきやすい「親権」(Elterliche Gewalt)という用語を廃棄し、「親の配慮」(Elterliche Sorge)へと変更したと指摘されている。荒川麻里「ドイツ民法典における子どもの自立性への親の配慮の明文化過程—「成年年齢の新規制に関する法律」(1974年)を手がかりに—」『ドイツ研究』No.47, 2013, pp.152-166 参照。

権限で同じ名称を使用することにより権利者の利益が害されているときは、権利者は当該他の者に対して、侵害の除去を求めることができる。侵害が更に行われることが懸念されるときは、権利者は、訴えにより、その差止めを求めることができる。

### 第 13 条 消費者

消費者とは、専ら自己の営業活動にも、自己の独立した職業活動にも帰することができない目的のために法律行為を行う自然人をいう。

\*) 公式の注：この規定は、冒頭の指令 3,4,6,7,9 及び 11 の国内法化に資するものである。

### 第 14 条 事業者

(1) 事業者とは、法律行為を自己の営業活動又は自己の独立した職業活動として行う自然人若しくは法人又は権利能力を有する人的会社<sup>(2)</sup>をいう。

(2) 権利能力を有する人的会社とは、権利を有し、義務を負う能力を備えた人的会社をいう。

\*) 公式の注：この規定は、冒頭の指令 3,4,6,7,9 及び 11 の国内法化に資するものである。

### 第 15 条から第 20 条まで

削除

## 第 2 節 法人

### 第 1 款 社團

#### 第 1 目 総則

### 第 21 条 非営利社團

営利事業を目的としない社團は、所轄の区裁判所<sup>(3)</sup>の社團登記簿に登録することにより、権利能力を取得する。

### 第 22 条 営利社團

営利事業を目的とする社團は、特段の連邦法律の規定がない場合には、国による免許の付与により権利能力を取得する。免許の付与は、当該社團の所在地がある州の権限である。

### 第 23 条

削除

### 第 24 条 所在地

社團の所在地は、別段の定めがない限り、管理運営 [Verwaltung] が行われる場所とする。

### 第 25 条 根本規則 [Verfassung]

権利能力を有する社團の根本規則は、以下の諸規定に基づくものでない限り、社團の定款をもって定める。

(2) 訳注：人的会社 (Personengesellschaft) とは、複数人の会社としての結合体であって、債務に対する社員の個人責任、個人的協働、個々人が会社の機関となること、社員の地位の譲渡や相続は他の社員の同意を要すること等を主な特徴とする。資本公司 (Kapitalgesellschaft) に対する概念である。Creifelds Rechtswörterbuch, „Personengesellschaft“ の項目参照。

(3) 訳注：原文では、das Amtsgericht である。区裁判所は、通常裁判所の系列下の下級裁判所であり、単独の裁判官を原則とする。その管轄は多岐にわたるが、民事では、5000 ユーロ以下の請求権に関する紛争、家族に関する事項、非訟事件、強制執行、破産、競売、遺産、登記に関する事項等を管轄する。裁判所構成法 (Gerichtsverfassungsgesetz, GVG) 第 22 条から第 27 条までの規定及び Creifelds Rechtswörterbuch, „Amtsgericht“ の項目参照。

## 第 26 条 理事会及び代表

(1) 社団は、理事会を有しなければならない。理事会は、社団を裁判上及び裁判外において代表し、法定代表者の地位を有する。代表権の範囲の制限は、定款により、第三者に対抗することができる。

(2) 理事会が複数人から構成される場合には、社団は、理事会構成員〔理事〕の多数により代表される。社団に対する意思表示は、理事会の構成員のいずれかに対して行うことをもって足りる。

## 第 27 条 理事会の選任及び業務の執行

(1) 理事会の選任は、社員総会の決議をもって行う。

(2) 選任は、いつでも撤回することができるが、契約に従った報酬の請求権を妨げない。選任を撤回することができる場合は、定款により、撤回を要する重大な理由、特に重大な義務違反又は正常な業務執行能力が欠けているという事情が存在する場合に制限することができる。

(3) 理事会の業務執行には、委任に関する第 664 条から第 670 条までの規定を準用する。

## 第 28 条 理事会の決議

複数人から構成される理事会においては、その決議は、社団構成員の決議に関する第 32 条及び第 34 条の規定に従って行う。

## 第 29 条 区裁判所による臨時的選任

必要な理事会の構成員が欠けている場合において、緊急を要するときは、利害関係人の申立てに基づき、社団が所在する区域の社団登記簿を管理する区裁判所は、欠員の状態が除去されるまでの間、理事会の構成員を選任する。

## 第 30 条 特別代表者

定款により、一定の業務について、理事会の外に特別代表者を選任しなければならないことを定めることができる。特別代表者の代表権は、疑いのあるときは、その者に付託された業務領域に通常随伴する全ての法律行為に及ぶ。

## 第 31 条 機関に関する社団の責任

社団は、理事会、理事会構成員又は定款に従って選任されたその他の代表者が、その所掌する業務の遂行により行った損害賠償義務を伴う行為により第三者に対して与えた損害について責任を負う。

### 第 31a 条 機関構成員及び特別代表者の責任

(1) 機関構成員又は特別代表者が無報酬で活動しているとき又はその活動に対して年間 720 ユーロを超えない報酬を受けているときは、これらの者は、故意又は重大な過失がある場合に限り、その義務の遂行に際して発生した損害に対する責任を社団に対して負う。前文の規定は、社員に対する責任についても適用する。機関構成員又は特別代表者が、故意又は重大な過失により損害を発生させたか否かについて争いがあるときは、社団又は社員が立証の負担を負う。

(2) 機関構成員又は特別代表者が、前項第 1 文の規定により、その義務の遂行に際して発生させた損害に対する賠償義務を他人に対して負うときは、これらの者は、社団に対して債務からの解放〔die Befreiung von der Verbindlichkeit〕を求めることができる。前文の規定は、損害が故意又は重大な過失により発生した場合には適用しない。

### 第 31b 条 社員の責任

(1) 社員が無報酬で社団のために活動しているとき又はその活動に対して年間 720 ユーロを超

えない報酬を受けているときは、社員は、故意又は重大な過失がある場合に限り、自己に委譲された、定款に従った社団の任務の遂行に際して発生させた損害に対する責任を社団に対して負う。前条第1項第3文の規定を準用する。

(2) 前項第1文に規定する社員が、自己に委譲された、定款に従った社団の任務の遂行に際して発生させた損害に対する賠償義務を他人に対して負うときは、社員は、社団に対して債務からの解放を求めることができる。前文の規定は、社員が故意又は重大な過失により損害を発生させた場合には適用しない。

### 第32条 社員総会、決議

(1) 社団に関する事項は、それらが理事会又はその他の社団の機関により処理されなければならない場合を除き、社員総会の決議により規律される。決議が有効であるためには、招集に当たり議題が提示されることを要する。決議に当たっては、投じられた票数の過半数で決する。

(2) 全社員が決議に対する賛成を書面で表示したときは、社員総会の開催がなくても決議は有効である。

### 第33条 定款の変更

(1) 定款の変更を伴う決議のためには、投票数の4分の3の多数を要する。社団の目的を変更するには、全ての社員の賛成を必要とし、社員総会に出席しなかった社員の賛成は、書面により行わなければならない。

(2) 社団の権利能力が、免許に依存しているときは、定款のいかなる変更も、所轄官庁の許可を要する。

### 第34条 議決権の排除

社員は、決議が、社団がその者と法律行為を行うことに関するとき又はその者と社団との間の法的紛争の開始若しくは処理に関するときは、議決権を有しない。

### 第35条 固有権

社員の固有権は、その社員の同意がなければ、社員総会の決議で侵害することができない。

### 第36条 社員総会の招集

社員総会は、定款により定められたとき及び社団の利益にとって必要なときは、招集しなければならない。

### 第37条 少数者の要求による招集

(1) 社員総会は、定款により定められた割合の社員、又は定款に規定がない場合には、社員の10分の1が、目的及びその理由を書面に記載してその招集を求めたときは、招集しなければならない。

(2) 前項の要求が容れられないときは、区裁判所は、要求を提出した社員に対し、総会招集の権限を与えることができ、総会における議事の主宰に関する命令を行うことができる。この権限は、社団が所在する区域について社団登記簿を管理する区裁判所に属する。総会招集の授權については、招集に当たり、言及しなければならない。

### 第38条 社員の地位

社員の地位は、譲渡することができず、相続することもできない。社員の地位に基づく権利の行使は、他人に委ねることができない。

### 第39条 社団からの脱退

(1) 社員は、社団から脱退する権利を有する。

(2) 定款により、脱退は、事業年度末又は告知期間の経過後に限りできることを定めることができるが、告知期間は、最長で2年間とする。

#### 第40条 任意規定

第26条第2項第1文、第27条第1項及び第3項、第28条、第31a条第1項第2文、第32条、第33条並びに第38条の規定は、定款に別段の定めがあるときは、適用しない。理事会の議決についても定款により第34条の規定に反する定めをすることができない。

#### 第41条 社団の解散

社団は、社員総会の決議により、解散することができる。解散の決議を行うには、定款に別段の定めがないときは、投票数の4分の3の多数を要する。

#### 第42条 破産

(1) 社団は、破産手続の開始又は<sup>(4)</sup>破産手続の開始を破産財団不足の理由で退けた決定の確定により、解散する。破産手続が、債務者の申立てにより停止され、又は社団の存続を予定する破産計画の承認により取り消されたときは、社員総会は、社団の存続を決議することができる。定款により、社団は、破産手続の開始の場合に権利能力のない社団として存続することを定めることができるが、この場合においても、前文の要件の下で権利能力のある社団としての存続を決議することができる。

(2) 理事会は、支払不能又は債務超過の場合には、破産手続の開始を申し立てなければならない。申立ての提起が遅延したときは、責めを負うべき理事は、債権者に対し、遅延から生じた損害について、連帯債務者としての責任を負う。

#### 第43条 権利能力の剥奪

社団の権利能力が、免許に基づく場合であって、その社団が定款に定められた目的とは異なる目的を追求したときは、社団の権利能力を剥奪することができる。

#### 第44条 管轄及び手続

前条の規定による権利能力剥奪の管轄及び手続は、その社団の所在地の州法に従って決する。

#### 第45条 社団財産の帰属

(1) 社団の解散又は権利能力の剥奪に伴い、その財産は、定款に定められた者に帰属する。

(2) 定款により、帰属権利者は、社員総会又はその他の社団の機関の決議により定めるべきことを規定することができる。社団の目的が営利活動でないときは、社員総会は、かかる規定がなくても、財産を公の財団又は営造物に帰属するものとするすることができる。

(3) 帰属権利者の規定がない場合において、定款により社団が社員の利益にのみ奉仕するとされているときは、財産は、解散又は権利能力剥奪の時点において存在する社員に均等の持分で帰属し、それ以外の場合には、社団が所在地を有していた州の国庫に帰属する。

#### 第46条 国庫への帰属

社団財産が国庫に帰属するときは、法定相続人としての国庫に帰属する相続財産に関する規定を準用する。国庫は、実施可能な限り、社団の目的に合致した方法で、財産を使用しなければならない。

#### 第47条 清算

社団財産が国庫に帰属しないときは、社団の財産について破産手続が開始されない限り、清

---

(4) 訳注：「又は」の箇所は、原文ではund（通常「及び」と訳す）であるが、文脈上は、両立しない前後いずれかの事実が発生すれば解散事由となるので、「又は」と訳した。

算を行わなければならない。

#### 第 48 条 清算人

- (1) 清算は、理事会が行う。清算人には理事以外の者も選任することができるが、選任に当たっては、理事会の選任について適用される規定に準拠するものとする。
- (2) 清算人は、清算の目的の範囲を超えない限りにおいて、理事会の法的地位を有する。
- (3) 複数の清算人が存在するときは、別段の定めがない限り、清算人は、共同してのみ代表権を有し、全員一致でのみ決議を行うことができる。

#### 第 49 条 清算人の任務

- (1) 清算人は、進行中の事業を終了させ、債権を取り立て、金銭以外の財産を換金し、債権者に弁済し、残余財産を帰属権利者に引き渡さなければならない。清算人は、継続中の事業を終了させるため、新たな事業を開始することもできる。債権の取立て及び金銭以外の財産の換金は、これらの措置が債権者への弁済又は残余財産の帰属権利者への引渡しのために必要でない限りにおいて、行わないことができる。
- (2) 社団は、清算の目的に必要な限りにおいて、清算の終了まで存続するものとみなす。

#### 第 50 条 清算中の社団の公告

- (1) 社団の解散又は権利能力の剥奪は、清算人が公告しなければならない。公告においては、債権者に対して、自己の請求権を申し出るよう催告しなければならない。公告は、定款において公示のために定められた刊行物により行う。公告は、掲載又は最初の掲載の後 2 日を経過した日から効力を生じるものとみなす。
- (2) 知っている債権者には、特別の通知により、債権の申し出をするよう催告しなければならない。

#### 第 50a 条 公告用刊行物

社団が定款において、公告を行うための刊行物を定めていないとき又は定められた公示用刊行物が発刊を停止しているときは、社団の公告は、社団の所在地がある区域の区裁判所の公示のために定められている刊行物において行わなければならない。

#### 第 51 条 引渡禁止期間

財産は、社団の解散又は権利能力の剥奪の公告後 1 年間に満了する前には、帰属権利者に引き渡してはならない。

#### 第 52 条 債権者の保護

- (1) 知っている債権者からの申出がない場合で、供託を求める権利が存在しているときは、債務額は、債権者のために供託しなければならない。
- (2) 債務の弁済が当面実施できない場合又は債務が争われている場合には、債権者に対して担保を提供したときに限り、財産を帰属権利者に引き渡すことが許される。

#### 第 53 条 清算人の損害賠償義務

清算人が、第 42 条第 2 項、第 50 条、第 51 条及び前条の規定により負う義務に違反し、又は、債権者に対する弁済の前に財産を帰属権利者に分配した場合において、清算人は、その責めに帰すべき事由があるときは、債権者に対し、その行為から生じた損害を賠償する責任を負うものとし、この場合において清算人は、連帯債務者としての責任を負う。

#### 第 54 条 権利能力のない社団

権利能力のない社団に対しては、組合に関する規定を適用する。権利能力のない社団の名に

において第三者に対して行われた法律行為については、行為者が個人的に責任を負い、複数の者が法律行為を行った場合には、それらの者は、連帯債務者としての責任を負う。

## 第2目 登記した社団

### 第55条 登記に関する所轄

第21条にいう方式による社団登記簿への社団の登記は、当該社団の所在地を管轄区域内に有する区裁判所において行われるものとする。

#### 第55a条 電子的社団登記簿

(1) 州政府は、法規命令により、社団登記簿が、自動化されたデータとして機械形態で編製されること及びその範囲を定めることができる。この場合において、次に掲げる事項を保障しなければならない。

1. 秩序に従ったデータ加工の諸原則が遵守されること、特に、データ紛失に対する対策が講じられること、データ内容の複製が少なくとも毎日行われること並びにオリジナルなデータ内容及びその複製が確実に保管されること。
2. 行われるべき登記が直ちにデータ記憶装置に取り入れられ、継続的に内容の変更なく可読形態で再現されることができること。
3. 土地登記簿法第126条第3項第2文第3号に対する附則により命じられた措置が講じられること。

州政府は、法規命令により、前文の規定による権能を、州の法務行政機関に委譲することができる。

(2) 機械により編製された社団登記簿は、ある頁の登記が、社団登記簿への登記のために定められたデータ記憶装置に取り入れられ、社団登記簿として公開された時直ちに、その頁について、従来の登記簿に代わるものとなる。

(3) 登記は、それが、登記簿への登記のために定められたデータ記憶装置に取り入れられ、継続的に内容が変わることなく可読形態で再現することができるようになった時直ちに、効力を発生する。これらの要件が生じているか否かは、確認申請又はその他の適切な方法で審査しなければならない。全ての登記には、それが効力を発生した日付を記さなければならない。

### 第56条 社団の最低構成員数

登記は、構成員数が少なくとも7人に達している場合に限り行うものとする。

### 第57条 社団の定款に対する最低限度の必要

- (1) 定款は、社団の目的、名称及び所在地を含まなければならない、社団が登記されるべきことを定めるものでなければならない。
- (2) 名称は、同一の地域又は同一の市町村に存在する社団から明確に区別されるものでなければならない。

### 第58条 社団定款の必要的内容

定款は、次に掲げる事項に関する規定を含んでいなければならない。

1. 社員の加入及び脱退に関する事項
2. 社員が出資をしなければならないか否か及びどのような出資をしなければならないかに関する事項

3. 理事会の構成に関する事項

4. 社員総会を招集しなければならない場合の要件、招集の方式及び決議の文書作成に関する事項

#### 第 59 条 登記の申請

- (1) 理事会は、社団の登記を申請しなければならない。
- (2) 申請には、定款及び理事会の選任に関する文書の謄本を添付しなければならない。
- (3) 定款は少なくとも 7 名の社員の署名及び作成の日付の記載を含んでいなければならない。

#### 第 60 条 申請の却下

第 56 条から前条までの要件が満たされていないときは、区裁判所は、その理由を記載して申請を却下しなければならない。

#### 第 61 条から第 63 条まで

削除

#### 第 64 条 社団登記の内容

登記に当たっては、社団の名称及び所在地、定款の作成日、理事並びに理事の代表権を記載しなければならない。

#### 第 65 条 名称への追加

登記に伴い、社団の名称には、「登記社団」との語が追加される。

#### 第 66 条 登記の公示及び記録の保管

- (1) 区裁判所は、社団の社団登記簿への登記を、州の法務官庁によって定められた情報通信システムにおける公開を通じて公告しなければならない。
- (2) 申請とともに提出された記録は、区裁判所により保管される。

#### 第 67 条 理事会の変更

- (1) 理事会のいかなる変更も、理事会が登記の申請をしなければならない。申請には、変更に関する文書の謄本を添付しなければならない。
- (2) 裁判所が選任した理事の登記は、職権によって行う。

#### 第 68 条 社団登記簿による信頼の保護

従来の理事と第三者の間で法律行為が行われた場合において、理事会の変更は、法律行為の当時、社団登記簿に登録されていたか、第三者に変更が知られていたときに限り、これを第三者に対抗することができる。理事会の変更が登記されていた場合において、第三者がこのことを知らず、その不知が過失に基づいていないときは、第三者は、変更を受け入れることを要しない。

#### 第 69 条 社団理事会の証明

理事会が登記簿に登録された者から構成されていることの証明は、官庁に対して、区裁判所の登記に関する証明書によって行う。

#### 第 70 条 登記の際の代表権に対する信頼の保護

第 68 条の規定は、理事会の代表権の範囲を制限し、又は理事会の代表権を第 26 条第 2 項第 1 文の規定に反して定める規定に対しても適用する。

#### 第 71 条 定款の変更

- (1) 定款の変更は、その効力発生のため、社団登記簿への登記を要する。定款の変更は、理事会がその登記を申請しなければならない。申請には、変更を含む決議の謄本及び定款の文言を

添付しなければならない。定款の文言においては、変更された規定は、定款変更に関する決議と一致しなければならない。変更されなかった規定は、直近時に提出された定款の全文と、定款の全文が提出されることなく定款が変更されていた場合には、過去に登録された変更とも一致しなければならない。

(2) 第 60 条、第 64 条及び第 66 条第 2 項の規定は、前項の場合に準用する。

#### **第 72 条 社員数の証明書**

理事会は、区裁判所の求めがあれば、いつでも社員の数に関する証明書を提出しなければならない。

#### **第 73 条 最低社員数を下回った場合**

社員の数が 3 人を下回った場合において、区裁判所は、理事会の申立てにより、申立てが 3 月以内に行われなるときは、職権で、理事会から事情を聴取した後に、社団の権利能力を剥奪しなければならない。

#### **第 74 条 解散**

(1) 社団の解散及び権利能力の剥奪は、社団登記簿に登録しなければならない。

(2) 社団が、社員総会の決議により又は社団の存続のために定められた期間を経過したことにより解散したときは、理事会は、解散を登記する申請をしなければならない。社員総会決議による解散の場合には、申請に解散決議の謄本を添付しなければならない。

(3) 削除

#### **第 75 条 破産の際の登記**

(1) 破産手続の開始、破産手続の開始を破産財団不足の理由で確定的に退けた決定及び第 42 条第 2 項第 1 文の規定による社団の解散は、職権で登記しなければならない。次に掲げる事項も、職権で登記しなければならない。

1. 開始決定の取消し

2. 追加的に債務者に対して一般的な処分禁止が命じられ、又は債務者による処分は暫定破産管財人の同意を得てのみ有効であることが命じられるときの暫定破産管財人の選任、及びそのような保護措置の終結

3. 債務者による自己管理の命令及びその命令の取消し並びに債務者の一定の法律行為に同意が必要であることの命令

4. 手続の中止及び取消し

5. 破産計画の履行の監視及び監視の終結

(2) 社団が第 42 条第 1 項第 2 文の規定による社員総会の決議により存続するときは、理事会は、存続の登記を申請しなければならない。申請には、決議の謄本を添付しなければならない。

#### **第 76 条 清算の際の登記**

(1) 社団の清算に当たっては、清算人及びその代表権が社団登記簿に登録されなければならない。清算後の社団の終結についても同様である。

(2) 清算人の登記の申請は、理事会が行わなければならない。申請に当たっては、清算人の代表権の範囲を記載しなければならない。清算人若しくはその代表権の変更又は社団の終結の登記は、清算人が申請しなければならない。社員総会の決議によって選任された清算人の登記の申請には、選任決議の謄本を、第 48 条第 3 項の規定にかかわらず定められた代表権の登記の申請には、この定めを含む文書の謄本を添付しなければならない。

(3) 裁判所によって選任された清算人の登記は、職権で行う。

#### 第 77 条 申請義務者及び申請の方式

社団登記簿への登記の申請は、理事又はその限りで社団の代表権を有する清算人により、公的に認証された意思表示の手段で行わなければならない。意思表示は、原本又は公証された謄本の形で裁判所に提出しなければならない。

#### 第 78 条 強制金の確定

(1) 区裁判所は、第 67 条第 1 項、第 71 条第 1 項、第 72 条、第 74 条第 2 項、第 75 条第 2 項及び第 76 条の規定を遵守させるため、理事に対し、強制金を定めることができる。

(2) 清算人は、第 76 条の規定を遵守させるため、同様のことを行うことができる。

#### 第 79 条 社団登記簿の閲覧

(1) 社団登記簿及び社団により区裁判所に提出された記録の閲覧は、何人に対しても許される。登記については、謄本を求めることができ、謄本は、請求があれば、公証しなければならない。社団登記簿が機械的に編製されているときは、謄本に対して打出しを、公証された謄本に対して公式の打出しをもって代えることができる。

(2) データの伝達を機械的に編製された社団登記簿からの呼出しによって可能とする機械化された手続の設定は、次に掲げることがいずれも確保されたとき許容される。

1. データの呼出しが、第 1 項の規定により許容される閲覧を超えていないこと。

2. 呼出しの許容性が、プロトコル化に基づき制御できるものであること。

各州は、この手続のため、州を越える電子的情報通信システムを定めることができる。

(3) 利用者には、伝達されたデータが情報を得る目的にのみ使用することが許されることを教示しなければならない。所轄の部署は、(例えば無作為抽出検査により) 前文の規定により許容される閲覧が超えられ又は伝達されたデータが濫用されていることについての根拠が存在するかどうかを検証しなければならない。

(4) 所轄の部署は、呼出装置の活動能力を危険にさらし、又は前項第 1 文の規定により許容される閲覧を超え若しくは伝達されたデータを濫用する利用者を、自動化された呼出手続から排除ことができ、このことは、閲覧を超えるおそれ又は濫用のおそれがある場合も同様である。

(5) 所轄の部署は、州の法務行政機関とする。地域において管轄を有するのは、その管轄区域内に関係の区裁判所の存在する法務行政機関とする。管轄は、州政府の法規命令により、これと異なる定めをすることができる。州政府は、この権限を、法規命令により、州の法務行政機関に委譲することができる。各州は、他の州の所轄の部署に管轄を委譲することも取り決めることができる。

## 第 2 款 財団

#### 第 80 条 権利能力のある財団の成立

(1) 権利能力のある財団の成立のためには、寄附行為及び財団が所在すべき州の主務官庁の承認を要する。

(2) 寄附行為が次条第 1 項の要件を満たしており、財団の目的の継続的及び持続可能な達成が確保されていると認められ、かつ、財団の目的が公益に危険を及ぼすことがない場合には、財団を、権利能力があるものとして承認しなければならない。一定の期間を定めて設立され、そ

の財産が目的遂行のために消費されるべき財団（消費財団）の場合においては、財団が、寄附行為で定める10年以上の期間にわたり存続するとされるとき、財団の目的の継続的な達成が確保されていると認められるものとする。

(3) 教会財団に関する州法律の規定の適用を妨げない。州法律により教会財団と同等とされる財団についてもこれを準用する。

### 第81条 寄附行為

(1) 生前の寄附行為は、書面の方式によることを要する。生前の寄附行為は、ある財産を財団設立者の指定する目的の達成のために寄贈するとの財団設立者の拘束力ある意思表示を含むものでなければならないが、その財産を消費するよう指定することもできる。寄附行為により、財団は、次に掲げる事項に関する規定を有する定款を有しなければならない。

1. 財団の名称
2. 財団の所在地
3. 財団の目的
4. 財団の財産
5. 財団の理事会の構成

寄附行為が前文の要件を満たさない場合であって、財団設立者が死亡したときは、第83条第2文から第4文までの規定を準用する。

(2) 財団が権利能力を有するとの承認が行われるまでは、財団設立者は、寄附行為を撤回する権利を有する。所轄官庁に承認が申し立てられたときは、撤回の意思表示は、その官庁に対してのみ行うことができる。財団設立者の相続人は、財団設立者が所轄の官庁に承認の申し立てを行ったか、又は寄附行為の公証人による認証の場合において、財団設立者が認証の際若しくはその後、公証人に対して、申し立てを依頼したときは、寄附行為の撤回権を有しない。

### 第82条 財団設立者の移転義務

財団が権利能力を有することを承認されたときは、財団設立者は、寄附行為において確約された財産を財団に移転しなければならない。移転について譲渡契約で足りる権利は、寄附行為から財団設立者の別段の意思が生じない限りにおいて、承認に伴い財団に移転する。

### 第83条 死因財団設立

寄附行為が死因による処分行為に存するときは、遺産裁判所は、相続人又は遺言執行人から寄附行為の承認の申し立てがない限り、寄附行為の承認のため、これを所轄の官庁に通知しなければならない。寄附行為が第81条第1項第3文の要件を満たしていないときは、財団に対して所轄の官庁が承認の前に定款を付与し、又は不完全な定款を補充するものとし、その際、財団設立者の意思を考慮しなければならない。財団の所在地について別段の定めがないときは、財団の運営が行われる場所を財団の所在地とみなす。疑いのあるときは、財団設立者の国内における最後の住所を財団の所在地とみなす。

### 第84条 財団設立者の死後の承認

財団が財団設立者の死後に権利能力があるものと承認されたときは、財団は、財団設立者の寄贈について、その生前に成立したものとみなす。

### 第85条 財団の根本規則

財団の根本規則は、連邦法律又は州法律に基づかない限り、寄附行為によって定める。

**第 86 条 社団法の適用**

第 26 条、第 27 条第 3 項、第 28 条から第 31a 条まで及び第 42 条の規定は、財団に準用するが、第 26 条第 2 項第 1 文、第 27 条第 3 項及び第 28 条の規定は、根本規則、特に財団の運営が官公庁によって行われていることから別段のことが生じない限りでのみ準用する。第 26 条第 2 項第 2 文及び第 29 条の規定は、官公庁により運営されている財団には適用しない。

**第 87 条 目的変更、廃止**

- (1) 財団の目的の達成が不可能となったとき又は目的の達成が公共の福祉に危険を及ぼすときは、所轄官庁は、財団に対し、別の目的規定を与えるか、又は財団を廃止することができる。
- (2) 目的の変更にあたっては、財団設立者の意思が考慮されなければならない。特に、財団財産の収益が、その利益を得るべき者の集合に対して、財団設立者の意図に従って維持されるよう配慮がなされなければならない。官庁は、目的の変更が必要とする限りにおいて、財団の根本規則を変更することができる。
- (3) 目的の変更及び根本規則の変更の前に、財団の理事会から聴取を行わなければならない。

**第 88 条 財産の帰属**

財団の消滅に伴い、その財産は、根本規則において定める者に帰属する。帰属権者に関する定めがないときは、財産は、財団が所在する州の国庫に属するか、又はその州の法により定められた帰属権利者に帰属する。第 46 条から第 53 条までの規定を準用する。

**第 3 款 公法上の法人****第 89 条 機関の行為に対する責任、破産**

- (1) 第 31 条の規定は、国庫並びに公法上の社団、財団及び営造物に準用する。
- (2) 公法上の社団、財団及び営造物において、第 42 条第 2 項の規定により、破産手続が許容されている場合も同様である。

**第 2 章 物及び動物****第 90 条 物の概念**

この法律において物とは、有体物のみをいう。

**第 90a 条 動物**

動物は、物に属さない。動物は、特別の法律により保護する。動物には、別段の定めがない限り、物に関する規定を準用する。

**第 91 条 代替物**

この法律において代替物とは、取引において、数、量又は重量により決定されることが通常である動産をいう。

**第 92 条 消費物**

- (1) この法律において消費物とは、指定に従った用法が、消費又は譲渡に存する動産をいう。
- (2) 倉庫又はその他の集合物に属する動産であって、指定に従った用法が個々の物の譲渡に存するものも消費物とする。

### 第 93 条 物の本質的構成部分

物の構成部分のうち、一方若しくは他方を損壊し又は物の本質を変更しなければ相互に分離することができないもの（本質的構成部分）は、別箇の権利の対象とすることができない。

### 第 94 条 土地又は建物の本質的構成部分

(1) 土地に固定された物、特に建物は、土地の本質的構成部分であり、土地の生産物は、それが土壌に結合している限りにおいて、土地の本質的構成部分である。種子は、播種の時から、植物は、植え付けの時から土地の本質的構成部分となる。

(2) 建物の建築のために付加された物は、建物の本質的構成部分に属する。

### 第 95 条 一時的にすぎない目的

(1) 一時的にすぎない目的で土地に固定されている物は、土地の構成部分に属さない。他人の土地に関する権利の行使において権利者により土地に固定された建物又はその他の工作物についても同様である。

(2) 一時的にすぎない目的で建物に付加された物は、建物の構成部分に属さない。

### 第 96 条 土地の構成部分としての諸権利

土地の所有権と結合している諸権利は、土地の構成部分とみなす。

### 第 97 条 従物

(1) 従物とは、主物の構成部分でない動産であって、主物の経済的目的に資することを予定され、主物に対してこの予定に応じた空間的關係にあるものをいう。取引において従物とみなされない物は、従物ではない。

(2) 他の物の経済的目的のためにする物の一時的利用は、従物性の根拠とはならない。主物からの従物部分の一時的分離は、従物性を失わせるものではない。

### 第 98 条 営業用及び農業用の資産

次に掲げる物は、主物の経済的目的に資することを予定されたものとする。

1. 営業活動のために継続的に設置されている建物の場合、特に、水車小屋、鍛冶場、醸造所、製作所において、業務用に定められた機械及びその他の器具類
2. 農地において経営活動のために定められた器具類及び家畜、同じ又は類似の産物の収穫が予測される時期までの経営の継続に必要とされる限りでの農産物並びに現存し、かつ農地において取得された肥料

### 第 99 条 果実

(1) 物の果実とは、物の産出物及び物の用法に従って取得されるその他の収穫物をいう。

(2) 権利の果実とは、権利がその定めに従ってもたらず収益、特に土地構成部分の取得に対する権利の場合に取得される構成部分をいう。

(3) 物又は権利が法律関係によりもたらず収益も果実に属する。

### 第 100 条 用益

用益とは、物又は権利の果実及び物又は権利を用いることにより得る利益をいう。

### 第 101 条 果実の配分

物又は権利の果実を特定の時まで又は特定の時から収取する権利を有する者に対しては、別段の定めがない限り、次に掲げるものが与えられる。

1. 第 99 条第 1 項にいう産出物、及び収取権者が権利の果実として収取すべきものであっても、権利の存続期間中に物から分離された限りでの、物の構成部分

2. 権利の存続期間中に満期となる限りでの、その他の果実であるが、果実が、使用若しくは果実利用の許容に対する弁償、利息、取得持分又はその他の規則的に反復される収益に存するときは、権利者に対しては、その権利の存続期間に応じた部分

#### 第 102 条 取得費用の償還

果実の引渡義務を負う者は、果実の取得に必要とした費用について、それが通常の経済に合致し、果実の価値を超えない限りで、その償還を求めることができる。

#### 第 103 条 負担の配分

ある物又は権利の負担を特定の時まで、又は特定の時から負う義務を有する者は、別段の定めがない限り、規則的に反復される負担については、自己の義務の存続期間に比例して、その他の負担については、自己の義務の存続期間中に支払が行われなければならない限りで、負担を負わなければならない。

### 第 3 章 法律行為

#### 第 1 節 行為能力

#### 第 104 条 行為無能力

次に掲げる者は行為能力を有しない。

1. 満 7 歳に達しない者
2. 自由な意思決定を排除する精神活動の病的障害の状態にあり、その状態が性質上、一過性のものでない者

#### 第 105 条 意思表示の無効

- (1) 行為無能力者の意思表示は、無効とする。
- (2) 心神喪失の状態又は精神活動の一時的障害の状態において行われた意思表示も、無効とする。

#### 第 105a 条 日常生活に関する行為

成年の行為無能力者が、少額の金銭によって行うことのできる日常生活に関する行為を行った場合、締結した契約は、給付及び取決めのある場合の反対給付を考慮し、給付及び反対給付が行われた直後に有効となる。前文の規定は、行為無能力者の人身又は財産に著しい危険がある場合には、適用しない。

#### 第 106 条 未成年者の制限行為能力

満 7 歳以上の未成年者は、次条から第 113 条までの規定に従い、行為能力が制限される。

#### 第 107 条 法定代理人の同意

未成年者は、単に法的な利益を得るのみの意思表示を除き、意思表示を行うには、その法定代理人の同意を要する。

#### 第 108 条 同意のない契約締結

- (1) 未成年者が、法定代理人の必要な同意なく契約を締結したときは、その契約の効力は、代理人の追認に依存する。
- (2) 相手方が代理人に対し追認に関する意思表示を要求したときは、その意思表示は、相手方に対してのみ行うことができ、要求の前に未成年者に対して行った追認又は追認拒絶は、効力

を有しない。追認は、相手方の要求を受けたときから2週間以内のみ行うことができ、追認の意思表示が行われないうちは、追認を拒絶したものとみなす。

(3) 未成年者が完全行為能力者となったときは、その行った追認が、代理人の追認に代わるものとなる。

#### 第109条 相手方の取消権

(1) 契約の追認までに、相手方は、契約を取り消す権利を有する。契約の取消しの意思表示は、未成年者に対しても行うことができる。

(2) 相手方は、未成年者であることを知っていたときは、未成年者が真実に反して法定代理人の同意を得たことを主張したときに限り、契約を取り消すことができるが、契約締結の際に法定代理人の同意がないことを相手方が知っていたときは、相手方は契約を取り消すことができない。

#### 第110条 自己の財産による給付の履行

未成年者が法定代理人の同意を得ずに締結した契約は、未成年者が、契約の履行の目的のため若しくは未成年者の自由な処分のため法定代理人から譲渡された財産又は法定代理人の同意を得て第三者から譲渡された財産により、契約に従った給付を履行したときは、当初から有効であったものとみなす。

#### 第111条 単独行為

未成年者が法定代理人の必要な同意なく行った単独の法律行為は、効力を発生しない。未成年者が、この同意を得てかかる法律行為を他人に対して行った場合において、未成年者が同意を書面で呈示せず、他人がこの理由から遅滞なく法律行為を拒絶したときは、その法律行為は効力を発生しない。代理人が他人に対して同意について知らせていたときは、拒絶することはできない。

#### 第112条 営業活動の独立した遂行

(1) 法定代理人が、家庭裁判所の許可を得て、未成年者に対して営業活動の独立した遂行の権限を与えたときは、未成年者は、その事業遂行に伴う法律行為については、無制限の行為能力を有する。法定代理人が家庭裁判所の許可を要する法律行為については、この限りでない。

(2) 法定代理人は、前項の権限の付与を家庭裁判所の許可があった場合に限り撤回することができる。

#### 第113条 勤務関係又は労働関係

(1) 法定代理人が未成年者に対して勤務又は労働を行うことについて権限を付与したときは、未成年者は、権限を与えられた種類の勤務関係若しくは労働関係に入ること若しくはこれらの関係を辞めること又はこれらの関係から生じる義務の履行に関する法律行為について、無制限に行為能力を有する。法定代理人が家庭裁判所の許可を受けることを要する契約は、この限りでない。

(2) 前項の権限付与は、法定代理人が、撤回又は制限することができる。

(3) 法定代理人が後見人である場合において、その者が権限付与を拒絶したときは、未成年者の申立てにより、家庭裁判所が代替して権限を付与することができる。家庭裁判所は、権限を付与することが被後見人の利益となるときは、これを行わなければならない。

(4) 個別の場合について行われた権限付与は、疑いのあるときは、同種の関係に入ることに對する一般的権限付与とみなす。

**第 114 条及び第 115 条**

削除

**第 2 節 意思表示****第 116 条 心裡留保**

意思表示は、表意者が、表示されたことを意図していないことを秘密裡に留保していたことによっては無効とはならない。意思表示が他人に対して行われ、この相手方が留保を知っているときは、意思表示は、無効とする。

**第 117 条 虚偽表示**

(1) 他人に対する意思表示であって、この相手方の了解により外観を作出することのみのためにしたものは、無効とする。

(2) 虚偽表示により、他の法律行為が隠されたときは、隠された法律行為に関して効力を有する規定を適用する。

**第 118 条 真意の欠如**

真意でないことが誤認されないと予期して行われた真意でない意思表示は、無効とする。

**第 119 条 錯誤による取消可能性**

(1) 意思表示を行うに当たり、その内容に関して錯誤に陥っていたか、又はその内容の表示を行う意思を有しなかった者は、その者が事態を理解し、かつ、事情の理性的評価を行ったとすれば意思表示を行わなかったであろうことが推認されるときは、意思表示を取り消すことができる。

(2) 取引において本質的なものとみなされるような人物又は物の性状に関する錯誤もまた、意思表示の内容に関する錯誤とみなす。

**第 120 条 誤った伝達による取消可能性**

伝達に用いられた人又は装置によって不正確に伝達された意思表示は、錯誤により行われた意思表示が前条の規定により取り消すことができるのと同じ要件の下に取り消すことができる。

**第 121 条 取消しの期間**

(1) 取消しは、第 119 条、前条の場合には、取消権者が取消しの原因を知った後、過失による躊躇なく（遅滞なく）行わなければならない。隔地者に対して行われた取消しは、取消し意思表示が遅滞なく発信されたときは、正当な時期に行われたものとみなす。

(2) 意思表示を行った時から 10 年を経過したときは、取消しを行うことができない。

**第 122 条 取消しを行う者の損害賠償義務**

(1) 意思表示が第 118 条の規定により無効である場合又は第 119 条、第 120 条の規定により取り消された場合において、表意者は、その意思表示が他人に対して行われたとき<sup>(5)</sup>は、この相手方に対して、それ以外の場合は第三者のそれぞれに対して、これらの者が意思表示が有効であることを信賴したことにより被った損害を賠償しなければならないが、損害賠償は、相手方

(5) 訳注：原文は、wenn die Erklärung einem anderen gegenüber abzugeben war であり、正しくは、「その意思表示が他人に対して行われることとされていたときは」と訳すべきであるが、実際に意思表示を行った相手方は、通常この定め的一致するので、本文のように訳した。他の箇所も同様である。ただし、第 143 条第 3 項第 2 文の場合は、意思表示が他人又は官庁に対して行われることとされていた場合に、官庁に対してのみ意思表示を行ったときでも、取消しの相手方は、官庁ではなく、ここでいう「他人」に限ることを定めているため、原文通り訳した。

又は第三者が、意思表示が有効であれば有したことになる利益の額を超えることを要しない。

(2) 損害賠償義務は、損害を被った者が無効若しくは取消可能性の原因を知り又は過失により知らなかった（知りうべきであった・*kennen musste*<sup>(6)</sup>）ときは、生じない。

#### 第 123 条 詐欺又は強迫による取消可能性

(1) 詐欺により又は違法な強迫により意思表示を行うことを余儀なくされた者は、その意思表示を取り消すことができる。

(2) 第三者が詐欺を行った場合において、他人に対して行われた意思表示は、この相手方が詐欺を知り又は知りうべきであったときに限り、取り消すことができる。意思表示の相手方以外の者が、意思表示から直接権利を得た場合においては、この者が詐欺を知り又は知りうべきであったときに、この者に対して意思表示を取り消すことができる。

#### 第 124 条 取消しの期間

(1) 前条の規定により取り消すことができる意思表示の取消しは、1年以内に限り行うことができる。

(2) 前項の期間は、詐欺の場合には、取消権者が詐欺を発見したとき、強迫の場合には、強制の状態が止んだときに開始する。期間の進行については、消滅時効に関する第 206 条、第 210 条及び第 211 条の規定を準用する。

(3) 意思表示を行った時から 10 年を経過したときは、取消しを行うことができない。

#### 第 125 条 方式の不備による無効

法律により規定された方式を欠く法律行為は、無効とする。法律行為によって指定された方式の不備は、疑いのあるときは、同様に無効の効果をもたらす。

#### 第 126 条 書面の方式

(1) 法律により、書面の方式によるべきことが規定されているときは、文書には、作成者による自筆の記名又は公証人によって認証された記号により、署名をしなければならない。

(2) 契約の場合には、当事者の署名は、同じ文書上に行わなければならない。契約に関して複数の同文の文書が含まれるときは、各当事者が他方当事者のために定められた文書に署名すれば足りる。

(3) 法律による別段の定めがない限り、書面の方式は、電子的方式により代替することができる。

(4) 書面の方式は、公正証書の作成により代替される。

#### 第 126a 条 電子的方式

(1) 法律により規定された書面の方式が、電子的方式により代替されるときは、意思表示の表意者は、意思表示に自己の名称を加え、署名法 [Signaturgesetz] の規定による、適格な電子署名を伴う電子文書を提供しなければならない。

(2) 契約の場合には、各当事者は、それぞれ、同文の文書に前項に規定する方法で電子的に署名しなければならない。

---

(6) 訳注：山田晟編『ドイツ法律用語辞典』大学書林，1981 によれば、*kennen musste* の概念は、「知りうべかりし（過失によって知らなかった）」と定義されている。（1981 年当時の表記は、*kennen mußte* であった。）一方、*Creifelds Rechtswörterbuch* は、「善意による信頼の保護（*Gutgläubenschutz*）」は、当事者が決定的な事情を知らなかったが、それを『知りうべきであった（*kennen musste*）」とき、すなわち、（あらゆる、たとえ軽度なものであっても）過失により知らなかったときは、原則と異なり及ばない。（民法典第 122 条第 2 項）」と説明している（同書 *kennen müssen* の項参照）。これらを踏まえ、この翻訳では、以下「知りうべきであった」は、「過失によって知らなかった」と同義として訳出する。

**第 126b 条 テキスト方式**

法律により、テキスト方式 [Textform] が規定されているときは、表意者の人物が明示される可読的意思表示を、持続的なデータ記憶媒体上で行わなければならない。持続的なデータ記憶媒体とは、次に掲げる要件を充足する全ての媒体とする。

1. 意思表示の受領者が、データ記憶媒体に存在する、自己に個人的に向けられた意思表示の目的にとって適切な期間内にアクセス可能となるよう、意思表示を保存し又は蓄積することができるものであること。
2. 意思表示を変更なく再現することに適したものであること。

**第 127 条 合意された方式**

(1) 第 126 条、第 126a 条又は前条の規定は、疑いのあるときは、法律行為によって定められた方式についても適用する。

(2) 法律行為により定められた書面の方式の遵守のためには、別段の意思が推認されない限り、テレコミュニケーションによる伝達、及び契約の場合には手紙の交換で足りる。かかる方式が選択されたときは、追加的に第 126 条の規定に従った書面の作成を求めることができる。

(3) 法律行為により定められた電子的方式の遵守のためには、別段の意思が推認されない限り、第 126a 条に定められた電子署名以外の電子署名でも足り、契約の場合には、各々について電子署名を伴う申込み及び承諾の意思表示の交換で足りる。この方式が選択されたときは、追加的に第 126a 条の規定に従った電子署名、又は、それが当事者の一方にとって不可能なときは、第 126 条の規定に従った書面の作成を求めることができる。

**第 127a 条 裁判上の和解**

公正証書の作成は、裁判上の和解の際、意思表示を民事訴訟法の規定により作成される調書に記載することにより代替される。

**第 128 条 公正証書の作成**

法律により、契約の公正証書の作成が規定されているときは、差し当たり、申込み及び申込みの承諾が公証人により認証されることで足りる。

**第 129 条 公の認証**

(1) 法律により、意思表示について公の認証が規定されているときは、意思表示は、書面により行わなければならない。表意者の署名は、公証人により認証されなければならない。意思表示が、書面作成者により記号を用いて署名されているときは、第 126 条第 1 項に規定する記号の認証が必要であり、かつ、これをもって足りる。

(2) 公の認証は、意思表示の公正証書を作成することにより代替される。

**第 130 条 隔地者に対する意思表示の効力発生**

(1) 他人に対して行われる意思表示は、この相手方の不在中に行われたときは、相手方に到達した時点において効力を発生する。相手方に対する到達の前又は到達と同時に意思表示が撤回されたときは、意思表示は効力を生じない。

(2) 表意者が意思表示を行った後に死亡し又は行為能力を失ったとき、意思表示の効力に影響はない。

(3) この条の規定は、意思表示が官庁に対して行われる場合にも適用する。

**第 131 条 完全行為能力者でない者に対する効力発生**

(1) 意思表示が行為無能力者に対して行われたときは、これが法定代理人に到達する前には効

力を有しない。

(2) 意思表示が制限行為能力者に対して行われたときも同様とする。ただし、意思表示が制限行為能力者に対して法的な利益を与えるのみであるとき又は法定代理人が同意を与えたときは、意思表示は、制限行為能力者に到達した時点で効力を発生する。

#### **第 132 条 送達による到達の代替**

(1) 意思表示は、執行吏を介して送達されたときにも到達したものとみなす。送達は、民事訴訟法の規定に従って行う。

(2) 表意者が、意思表示を行うべき相手方の人物を過失によらずに知らないとき又は相手方の居所を知らないとき、民事訴訟法の公示送達に関する規定による送達を行うことができる。その承認については、前者の場合には、表意者の住所、又は、表意者が国内に住所を有しないときは、その居所の属する区域を管轄する区裁判所が、後者の場合には、送達を受けるべき者の最後の住所、又は、この者が国内に住所を有しないときは、最後の居所の属する区域を管轄する区裁判所が、権限を有する。

#### **第 133 条 意思表示の解釈**

意思表示の解釈に当たっては、真意を究明しなければならず、表現の文言上の意味に拘泥してはならない。

#### **第 134 条 法律による禁止**

法律による禁止に違反する意思表示は、法律により別段の結果が生じない限り、無効とする。

#### **第 135 条 法律上の譲渡禁止**

(1) ある対象の処分が、一定の者の保護のみを目的とする法律上の譲渡禁止に違反するときは、その処分は、これらの者に対してのみ、効力を有しない。強制執行又は仮差押えの執行による処分は、法律行為による処分と同等とする。

(2) 無権利者から権利を引き出す者にとって有利となる規定は、前項の場合にこれを準用する。

#### **第 136 条 官庁による譲渡禁止**

裁判所又はその他の官庁により、それらの権限の範囲内において命じられた譲渡の禁止は、前条に規定する種類の法律上の譲渡禁止と同等とする。

#### **第 137 条 法律行為による処分禁止**

譲渡可能な権利に関する処分の権限は、法律行為によりこれを排除し又は制限することができない。譲渡可能な権利を処分しないとの義務の効力は、この規定により妨げられない。

#### **第 138 条 良俗に反する法律行為、暴利行為**

(1) 善良な風俗に反する法律行為は、無効とする。

(2) 特に、相手方の強制された状態、経験不足、判断能力の欠如又は著しい意志の弱さを利用し、給付に対して著しく不均衡な財産上の利益を自己又は第三者のために約束させ又は譲渡させる法律行為は、無効とする。

#### **第 139 条 一部無効**

法律行為の一部が無効である場合において、無効の部分を除いても法律行為を行うことができるであろうことが推認されないときは、法律行為全体を無効とする。

#### **第 140 条 無効行為の転換**

無効な法律行為が、他の法律行為の要件に合致している場合において、当事者がその無効であることを知った場合でも、他の法律行為としての有効性を欲したであろうと推認されるとき

は、その法律行為は、他の法律行為として有効とする。

#### 第 141 条 無効な法律行為の追認

(1) 無効な法律行為が、これを行った者によって追認されたときは、この追認は、新たな法律行為を行ったものとみなす。

(2) 無効な契約が、当事者によって追認された場合において、疑いのあるとき、当事者は、契約が当初から有効であれば有したこととなるものを相互に与える義務を負う。

#### 第 142 条 取消しの効力

(1) 取り消すことができる法律行為が取り消されたとき、法律行為は当初から無効であったものとみなす。

(2) 取り消すことができることを知っていたか、又は知りうべきであった者は、取消しがなされた場合において、法律行為の無効を知っていたか、又は知りうべきであったときと同様に扱う。

#### 第 143 条 取消し意思表示

(1) 取消しは、取消しの相手方に対する意思表示によって行う。

(2) 取消しの相手方は、契約の場合には、他方の当事者であり、第 123 条第 2 項第 2 文の場合には、契約から直接に権利を取得した者である。

(3) 他人に対して行われた単独行為の場合には、その他人を取消しの相手方とする。他人又はある官庁に対して行われることとされた法律行為の場合であって、法律行為がその官庁に対して行われたときも同様である<sup>(7)</sup>。

(4) 他の種類の単独行為の場合には、法律行為から直接に法律上の利益を得た者は、いずれも取消しの相手方である。ただし、意思表示がある官庁に対して行われることとされたときは、取消しはその官庁に対する意思表示によって行うことができ、その官庁は、取消しを法律行為により直接影響を受けた者に対して通知しなければならない。

#### 第 144 条 取り消すことができる法律行為の追認

(1) 取り消すことができる法律行為が、取消権者によって追認されたときは、取消しは行うことができない。

(2) 追認は、その法律行為のために定められた方式を要しない。

### 第 3 節 契約

#### 第 145 条 申込みの拘束力

他人に対して契約の締結を申し込んだ者は、申込みの拘束力を排除して申し込んだ場合を除き、その申込みに拘束される。

#### 第 146 条 申込みの消滅

申込みは、申込者に対しこれが拒絶されたとき、又は申込者に対する承諾が次条から第 149 条までの規定に従って適時に行われなかったときは、消滅する。

#### 第 147 条 承諾期間

(1) その場にいる者に対する申込みは、即時に限り承諾することができる。電話又はその他の技術的装置を用いて人から人に対して行われた申込みについても同様である。

(7) 訳注：前掲注(5)参照。

(2) その場にいない者に対する申込みは、申込者が通常の事情の下で回答の受領を期待することが許容される時点までに限り承諾することができる。

#### 第 148 条 承諾期間の定め

申込者が申込みの承諾について期間を定めたときは、承諾は、その期間内に限り行うことができる。

#### 第 149 条 遅延して到達した承諾の意思表示

申込者に対して遅延して到達した承諾の意思表示が、通常の輸送がなされれば申込者に適時に到達したこととなる場合であって、申込者がこのことを認識しうべきであったときは、申込者は、既に到達の遅延を承諾者に通知していない限り、意思表示の受領後遅滞なく、承諾者に対し、到達の遅延を通知しなければならない。申込者が通知を躊躇したときは、承諾は遅延しなかったとみなす。

#### 第 150 条 遅延した承諾及び変更した承諾

- (1) 申込みに対する遅延した承諾は、新たな申込みとみなす。
- (2) 拡大、制限その他の変更を加えた承諾は、新たな申込みを伴う拒絶とみなす。

#### 第 151 条 申込者に対する意思表示のない承諾

契約は、承諾が申込者に対して表示されない場合であっても、取引慣行によれば、かかる意思表示が期待されないとき又は申込者がかかる期待を放棄しているときは、申込みに対する承諾により成立する。申込みが消滅する時点は、申込み又は諸般の事情から推認される申込者の意思に従い決する。

#### 第 152 条 公正証書作成の場合の承諾

契約が公証人によって認証された場合には、両当事者が同時にその場にいない場合であっても、別段の定めがない限り、第 128 条の規定により行われる承諾の認証とともに成立する。前条第 2 文の規定を適用する。

#### 第 153 条 申込者の死亡又は行為無能力

契約の成立は、申込者の別段の意思が推認されない限り、申込者が承諾の前に死亡し、又は行為無能力となることによって、妨げられない。

#### 第 154 条 合意の明白な欠如、書面の不作成

- (1) 当事者が契約の一部の点について一致しない場合には、それが、一方の当事者のみの意思表示により合意がなされるべき点であっても、疑いのあるときは、契約は締結されていない。個別の点についての合意は、記録が作成されたときであっても拘束力を持たない。
- (2) 予定された契約を文書化することが合意された場合において、疑いのあるときは、契約は文書が作成されるまでは締結されない。

#### 第 155 条 合意の隠れた欠如

契約しようとする当事者が、合意が行われるべき点について実際に一致しなかったとき、その契約がこの点についての規定がなくとも締結されたであろうことが推認される限り、合意は効力を有する。

#### 第 156 条 競売の場合の契約

競売の場合には、契約は、落札により初めて成立する。入札はこれより高い指値が投げられたとき又は競売が競落されることなく終結されたときは、消滅する。

**第 157 条 契約の解釈**

契約は、取引慣行に配慮した誠実及び信義が要請するところに従い、解釈しなければならない。

**第 4 節 条件及び期限****第 158 条 停止条件及び解除条件**

- (1) 法律行為が停止条件の下で行われたとき、条件に依存することとされた効力は、条件の成就とともに発生する。
- (2) 法律行為が解除条件の下で行われたとき、法律行為の効力は、条件の成就とともに終了し、この時点において、法律行為が行われる前の法律状態が再び生じる。

**第 159 条 遡及**

法律行為の内容により条件の成就に結び付けられた効果が、過去の時点に遡って発生すべきときは、条件成就の場合において、関係者は、その効果が過去の時点において発生したとした場合にしなければならなかったであろうことを行う義務を負う。

**第 160 条 条件の成否未定の間における責任**

- (1) 停止条件の下で権利を有する者は、相手方が条件の成否未定の間にその権利を有責に妨害し又は毀損したときは、条件成就の場合において、相手方に対し、損害賠償を求めることができる。
- (2) 解除条件の下で行われた法律行為において、過去の法律状態が再び生じることが自己の利益となる者は、前項と同じ要件の下で、同様の請求権を有する。

**第 161 条 条件の成否未定の間における処分の無効**

- (1) ある者が、停止条件下で対象を処分したときは、その者が条件の成否未定の間に対象に関して行ったその他の処分は、条件成就の場合において、条件に依存する効力を妨害し又は毀損することとなる範囲において、無効とする。条件の成否未定の間において、強制執行若しくは仮差押えの執行の妨害となる処分又は破産管財人により行われた処分についても同様とする。
- (2) 解除条件の場合において、その権利が条件の成就とともに終了する者による処分についても同様とする。
- (3) 無権利者から権利を引き出す者にとって有利となる規定は、この条の場合にこれを準用する。

**第 162 条 条件成就の妨害又は招来**

- (1) 条件の成就が、これによって不利となる当事者により、誠実及び信義に反して妨害されたときは、条件が成就したものとみなす。
- (2) 条件の成就が、これによって有利となる当事者により、誠実及び信義に反して招来されたときは、条件が成就しないものとみなす。

**第 163 条 期限**

法律行為を行うに当たり、その効力について始期又は終期が定められたときは、前者の場合には、停止条件について、後者の場合には、解除条件について適用される第 158 条、第 160 条及び第 161 条の規定を準用する。

## 第5節 代理及び任意代理権 [Vertretung und Vollmacht]

### 第164条 代理人の意思表示の効力

(1) ある者が、自己に属する代理権 [Vertretungsmacht] の範囲内において本人の名において行った意思表示は、直接本人のため及び本人に対して効力を生じる。その意思表示が明示的に本人の名において行われたものか、諸事情から本人の名において行われるべきことが明らかになったかを問わない。

(2) 他人の名において行為する意思が認識できないときは、自己の名において行為する意思がなかったことは考慮しない。

(3) 第1項の規定は、他人に対する意思表示が、その者の代理人に対して行われた場合に準用する。

### 第165条 制限行為能力者である代理人

代理人により、又は代理人に対して行われた意思表示の効力は、代理人が行為能力を制限されていることによって損なわれるものではない。

### 第166条 意思の欠如、知・不知の帰責

(1) 意思表示の法律効果が、意思の欠如又は一定の事情を知っていること若しくは知りうべきであることによって影響を受ける場合には、本人ではなく代理人を基準とする。

(2) 法律行為により授与された代理権（任意代理権・Vollmacht）<sup>(8)</sup> の場合において、代理人が代理権授与者の特定の指示に従って行為したときは、代理権授与者は、自己が知っていた事情の考慮において、代理人の不知を主張することができない。代理権授与者が、知りうべきであった事情についても、知っていたことと同等である限り、同様である。

### 第167条 代理権の授与

(1) 代理権の授与は、代理権を授与される者又は代理の相手方である第三者に対する意思表示によって行う。

(2) 前項の意思表示には、代理権に関する法律行為のために定められた方式を要しない。

### 第168条 代理権の消滅

代理権の消滅は、代理権授与の基礎となった法律関係の消滅後とする。代理権は、その法律関係が存続しているときでも、別段のことが生じない限り、撤回することができる。撤回の意思表示には、前条第1項の規定を準用する。

### 第169条 受任者及び業務執行組合員の代理権

第674条、第729条の規定により、受任者又は業務執行組合員の消滅した代理権が存続するものとみなされる場合、この代理権は、法律行為が行われた際に、代理権の消滅を知り、又は知りうべきであった第三者の利益のために効力を有することはない。

### 第170条 代理権の有効期間

代理権が第三者に対する意思表示により授与されたとき、代理権は、その消滅が代理権授与者から第三者に通知されるまで、第三者に対して効力を有する。

### 第171条 通告の有効期間

(1) ある者が、第三者に対する特別の通知又は公告により、他人に代理権を与えた旨を通告し

---

(8) 訳注：以下、この節で「代理権」とは、法律行為により授与された代理権すなわち任意代理権を指す。

たとき、この者は、通告に基づき、特別の通知の場合には、通知を受けた第三者に対して、公告の場合には、全ての第三者に対して、代理権を与えられる。

(2) 代理権は、それが発生したときと同じ方法による通告で撤回されるまで、存続する。

#### 第 172 条 代理権証書

(1) 代理権授与者が、代理人に対し、代理権証書を手交し、代理人がこれを第三者に呈示したときは、代理権授与者により代理権授与の特別の通知が行われたときと同等とする。

(2) 代理権は、代理権証書が、代理権授与者に返還されるか又は効力を失ったことが表示されるまで、存続する。

#### 第 173 条 悪意又は過失による不知の場合の有効期間

第 170 条、第 171 条第 2 項及び前条第 2 項の規定は、第三者が法律行為が行われるに当たって代理権の消滅を知り、又は知りうべきであるときは、適用しない。

#### 第 174 条 代理人の単独行為

代理権を授与された者が他人に対して行う単独行為は、代理権を授与された者が代理権証書を呈示せず、相手方がその理由から、この法律行為を遅滞なく拒絶したときは、効力を有しないものとする。代理権授与者が、相手方に代理権の授与を知らせていたときは、拒絶をすることはできない。

#### 第 175 条 代理権証書の返還

代理権の消滅後、代理権を授与された者は、代理権証書を代理権授与者に返還しなければならず、代理権を授与された者は、留置権を有しない。

#### 第 176 条 代理権証書失効の意思表示

(1) 代理権授与者は、公告により、代理権証書が失効したことを表示することができ、この表示は、民事訴訟法の呼出しの公示送達に適用される規定に従い、公表しなければならない。公的刊行物への最後の掲載後 1 月の満了とともに、失効の表示は、効力を発生する。

(2) 前項の公表の承認については、代理権授与者がその普通裁判籍を有する区域の区裁判所及び代理権証書返還の訴えがあれば、紛争の対象の価値にかかわらず、管轄を有することとなる区裁判所が管轄を有する。

(3) 代理権授与者が代理権を撤回することができないときは、失効の意思表示は、効力を有しない。

#### 第 177 条 無権代理人による契約締結

(1) ある者が代理権なく他人の名において契約を締結したときは、代理された者のための又はこれに対する契約の効力は、代理された者の追認による。

(2) 相手方が代理された者に対し、追認に関する意思表示を請求したときは、追認に関する意思表示は、相手方に対してのみ行うことができ、相手方の請求の前に代理人に対して行った追認又は追認の拒絶は、効力を発生しない。追認は、相手方の請求を受け取った後 2 週間の満了までに限り行うことができ、この期間内に意思表示を行わなかったときは、追認は拒絶されたものとみなす。

#### 第 178 条 相手方の取消権

相手方は、契約締結時に代理権がないことを知っていた場合を除き、契約の追認まで取消権を有する。取消しの意思表示は、代理人に対しても行うことができる。

### 第 179 条 無権代理人の責任

- (1) 代理人として契約を締結した者は、本人が契約の追認を拒絶したときは、その代理権を証明することができない限り、相手方の選択に従い、契約の履行又は損害賠償の義務を負う。
- (2) 代理人が自己に代理権がないことを知らなかったときは、相手方が代理権を信頼したことによって被った損害を賠償する責任のみを負うが、その額は、相手方が契約の有効性に関して有する利益の額を超えるものではない。
- (3) 代理人は、相手方が代理権がないことを知っていたか、又は知りうべきであったときは、責任を負わない。代理人は、行為能力を制限されている場合においても、法定代理人の同意を得て取引を行ったときを除き、責任を負わない。

### 第 180 条 単独行為

単独行為においては、無権代理は許されない。ただし、かかる法律行為の相手方が代理人によって主張された代理権を法律行為が行われた際に争わず、又は無権代理人が行うことを了解していたときは、契約に関する規定を準用する。無権代理人に対する単独行為が、無権代理人の了解を伴って行われるときも同様である。

### 第 181 条 自己契約

代理人は、別途許されている場合を除き、自己の名において又は第三者の代理人としての自己と、本人の名において法律行為を行うことができないが、法律行為が義務の履行のみに存在しているときは、この限りでない。

## 第 6 節 同意及び追認

### 第 182 条 同意

- (1) 契約又は他人に対して行われる単独行為の効力が第三者の同意に依存しているときは、同意の付与又は拒絶は、一方又は他方の当事者のいずれに対しても意思表示することができる。
- (2) 同意は、法律行為のために定められた方式を要しない。
- (3) その効力が第三者の同意に依存している単独行為が、第三者の同意を得て行われたときは、第 111 条第 2 文及び第 3 文の規定を準用する。

### 第 183 条 事前の同意の撤回可能性

事前の同意 (Einwilligung) は、それが与えられたことに基づく法律関係から別段のことが生じない限り、法律行為が行われるまでに撤回することができる。撤回は、一方又は他方の当事者のいずれに対しても意思表示することができる。

### 第 184 条 追認 [事後の同意] の遡及効

- (1) 追認 (Genehmigung) は、別段の定めがない限り、法律行為が行われた時点に遡って効力を生じる。
- (2) 追認の前に法律行為の対象について追認者によって行われたか、又は強制執行若しくは仮差押えの過程において破産管財人によって行われた行為は、追認によってその効力を失わない。

### 第 185 条 無権利者の処分行為

- (1) 無権利者がある対象について行った処分行為は、権利者の同意があるときは、効力を有する。
- (2) 権利者が処分行為を追認したとき、処分をした者が対象を取得したとき、又は権利者が処分者を相続し、かつ、債務について無制限に責任を負うときは、処分行為は効力を有する。後

二者の場合において、対象について互いに両立しない処分行為が複数回行われたときは、より古いもののみを有効とする。

#### 第4章 期間、期日

##### 第186条 適用範囲

法律、裁判所による処分及び法律行為に含まれる期間及び期日に関する規定については、次条から第193条までの解釈規定を適用する。

##### 第187条 期間の始期

- (1) 期間の開始について、ある事象又は1日の経過中のある時点が基準となっているときは、期間の計算に当たっては、その事象又は時点が属する日は算入しない。
- (2) 1日の始期が期間の開始について基準となる時点であるときは、期間の計算に当たっては、その日を算入する。年齢の計算に当たって誕生日についても同じとする。

##### 第188条 期間の終期

- (1) 日によって期間を定めたときは、期間は、最終日の終了をもって満了する。
- (2) 週、月又は複数の月を含む時間（年、半年、四半期）によって期間を定めたときは、その期間は、前条第1項の場合には、最後の週又は月の、その事象又は時点が属する日に名称又は数により応答する日の終了をもって満了し、前条第2項の場合には、最後の週又は月の、期間の初日にその名称又は数により応答する日の前日の終了をもって満了する。
- (3) 月によって期間を定めたときにおいて、最後の月に期間の終了について基準となる日が存在しないときは、期間は、この月の最終日の終了をもって満了する。

##### 第189条 個別の期間の計算

- (1) 半年とは、6月の期間、四半期とは、3月の期間、半月とは15日の期間とする。
- (2) 期間が1月及び半月又は複数の月及び半月をもって構成されるときは、最後に15日間を加えて算定するものとする。

##### 第190条 期間の延長

期間が延長される場合は、新たな期間は、先行の期間の終了から算定する。

##### 第191条 期間の計算

期間が、連続して経過することを要しないとの意味において月又は年によって定められるときは、1月は30日、1年は365日として算定する。

##### 第192条 月の始め、半ば、終わり

月の始めは1日、月の半ばは15日、月の終わりはその月の末日とする。

##### 第193条 日曜日及び休日、土曜日

定められた日又は期間内において意思表示又は給付が行われなければならない場合において、定められた日又は期間の末日が日曜日、意思表示若しくは給付の場所において国家的に承認された休日又は土曜日に当たるときは、直後の平日がその日に代わるものとする。

## 第5章 消滅時効

### 第1節 消滅時効の対象及び期間

#### 第194条 消滅時効の対象

- (1) 他人に対してある行為をすること、又はしないことを求める権利（請求権）は、消滅時効 [Verjährung]<sup>(9)</sup>に服する。
- (2) 家族関係から生じる請求権は、それが将来に向けて家族関係に応じた状態の創設又は血族関係の解明のための遺伝学上の調査に対する同意に向けられている限りにおいて消滅時効に服さない。

#### 第195条 通常の消滅時効期間

通常の消滅時効期間は、3年とする。

#### 第196条 土地に関する権利の消滅時効期間

土地に関する所有権の移転及び土地に関する権利の創設、移転若しくは解消又はこれらの権利の内容の変更に対する請求権並びに反対給付に対する請求権は、10年で消滅時効が完成する。

#### 第197条 30年の消滅時効期間

- (1) 次に掲げる請求権は、別段の定めがない限り、30年で消滅時効が完成する。
  1. 故意による生命、身体、健康、自由又は性的自己決定の侵害に基づく損害賠償請求権
  2. 所有権その他の物権、第2018条、第2130条及び第2362条の規定に基づく引渡請求権並びに引渡請求権の主張に資する請求権
  3. 確定判決をもって確認された請求権
  4. 執行可能な和解又は執行可能な証書に基づく請求権
  5. 破産手続において行われた確定により執行可能となった請求権
  6. 強制執行の費用の償還に対する請求権
- (2) 前項第3号から第5号までの請求権が、将来弁済期が到来する規則的に反復される給付を内容としているときは、30年の消滅時効期間に代えて通常の消滅時効期間を適用する。

#### 第198条 権利承継者の場合の消滅時効

物上請求権の対象となっている物が、権利の承継により第三者の占有に帰したときは、前権利者の占有期間に経過した消滅時効期間は、権利の承継者のために効力を有する。

#### 第199条 通常の消滅時効期間の始期及び消滅時効の最長期間

- (1) 通常の消滅時効期間は、別段の始期が定められていない限り、次に掲げることがいずれも生じた時が属する年の終了とともに開始する。
  1. 請求権が成立したこと。
  2. 債権者が請求権の根拠となる事情及び債務者が誰であるかについて知っていたか又は重大な過失なく知りうべきであったこと。

---

(9) 訳注：直訳すれば「時効」であるが、消滅時効と取得時効を総則の同じ章（第7章）に規定する日本民法と異なり、ドイツ民法では、「請求権（Anspruch）すなわち他人から作為又は不作為を要求する権利」の「失効」のみがこの章で規定されている。そして、「請求権だけが時効にかかるのであり、その基礎にある権利は時効にかからない。」（以上、引用部分は、山田・村上編『ドイツ法講義』p.221.）一方、取得時効は、別途物権編に規定されている（取得時効はErsitzungであり、不動産は、第900条以下、動産は、第937条以下に規定されている）。これらの点を前提に、ここでは、「消滅時効」の訳語を用いた。

(2) 生命、身体、健康又は自由の侵害に基づく損害賠償請求権は、請求権の成立及びそのことに関する知又は重大な過失による不知にかかわらず、犯行、義務違反又は損害を生じさせたその他の事象から 30 年で消滅時効が完成する。

(3) その他の損害賠償請求権は、次に掲げる期間の満了により消滅時効が完成する。

1. 知又は重大な過失による不知にかかわらず、請求権の成立の時から 10 年

2. 請求権の成立及びそのことに関する知又は重大な過失による不知にかかわらず、犯行、義務違反又は損害を生じさせたその他の事象から 30 年

消滅時効の完成には、先に満了した期間を基準とする。

(3a) 相続開始に基づくか、又はその主張が死因処分を知ることを要件とする請求権は、知又は重大な過失による不知にかかわらず、請求権の成立から 30 年で消滅時効が完成する。

(4) 第 2 項から前項までに規定する請求権以外の請求権は、知又は重大な過失による不知にかかわらず、請求権の成立の時から 10 年で消滅時効が完成する。

(5) 請求権が不作為に対するものであるときは、違反行為をもって請求権の成立に代える。

#### 第 200 条 その他の消滅時効期間の始期

通常の消滅時効期間に服さない請求権の消滅時効期間は、別段の消滅時効期間の始期の定めがない限り、請求権の成立とともに開始する。前条第 5 項の規定は、この条に準用する。

#### 第 201 条 確定した請求権の消滅時効期間の始期

第 197 条第 1 項第 3 号から第 6 号に掲げる種類の請求権の消滅時効は、裁判の確定力、執行名義の作成又は破産手続における確定とともに開始するが、請求権の成立前には開始しない。

第 199 条第 5 項の規定は、この条に準用する。

#### 第 202 条 消滅時効に関する合意の不許容

(1) 消滅時効は、故意による責任の場合に、法律行為により、あらかじめその完成をより容易にすることはできない。

(2) 消滅時効は、法律行為により、法律上の消滅時効開始から 30 年の消滅時効期間を超えて、その完成をより困難にすることはできない。

### 第 2 節 消滅時効の停止、消滅時効完成の阻止及び消滅時効の新たな開始

#### 第 203 条 交渉の場合の消滅時効の停止

債務者と債権者との間で、請求権又はその根拠となる事情についての交渉が未確定であるときは、一方又は他方の当事者が交渉の継続を拒絶するまで、消滅時効は停止する。消滅時効は、最も早い場合で、停止の終了の 3 月後に完成する。

#### 第 204 条 権利追求による消滅時効の停止

(1) 消滅時効は、次に掲げる行為により停止する。

1. 給付の訴え、請求権の確認の訴え、執行文付与の訴え又は執行判決を求める訴えの提起

2. 未成年者の扶養に関する簡易手続における申立ての送達

3. 督促手続における督促通知、又は欧州の督促手続導入に関する 2006 年 12 月 12 日の欧州議会及び理事会の規則 (EC) 1896/2006 号による欧州督促手続における支払命令の送達

4. 州の法務行政機関により設置され若しくは承認された調停所に対する調停申立ての公示の指示、又は各当事者が、合意の試みを一致して行っているときは、紛争解決を行うその他

の調停所に対する調停申立ての公示の指示。申立て後まもなく公示がなされたときは、消滅時効の停止は、申立て提起時に開始する。

5. 訴訟における請求権の相殺の主張
  6. 訴訟告知の送達
  - 6a. モデル手続<sup>(10)</sup>の確定目的と同様の生活関係が請求権の基礎となっている限りにおいて、モデル手続において規定されている請求権のためこの手続を利用する旨の申出の送達であって、モデル手続の確定判決による終結後3月以内に申出において掲げられた請求権の給付の訴え又は確認の訴えが提起されたとき。
  7. 独立した証明手続実施の申立ての送達
  8. 合意された鑑定手続の開始
  9. 仮差押命令、仮処分若しくは仮命令の申立ての送達、又は、申立てが送達されない場合における、申立ての提起であって、仮差押命令、仮処分若しくは仮命令が債権者に対する言渡し若しくは送達から1月以内に債務者に送達されたとき。
  10. 破産手続又は水路法上の分配における請求権の申出
  11. 仲裁裁判手続の開始
  12. 訴えの許容性が官庁の事前の決定に依存しているときの、官庁に対する申立ての提起であって、申請処理後3月以内に訴えが提起されること。この規定は、裁判所又は第4号にいう調停所に提起されるべき申立てであってその許容性がある官庁の事前の決定に依存しているときに準用する。
  13. 上級裁判所が管轄裁判所を決定すべき場合における上級裁判所に対する申立てであって、申請の処理後3月以内に訴えが提起され、又はこれに対して裁判所の管轄の決定を下さなければならない申立てが提起されたとき。
  14. 訴訟費用扶助又は手続費用扶助の最初の申立ての公示の指示。申立て後まもなく公示が行われたときは、消滅時効の停止は、申立て提起時に開始する。
- (2) 前項の規定による消滅時効の停止は、確定力ある裁判又は実施された手続のその他の終結の6月後に終了する。手続が、当事者がこれを行わないことにより停止に至ったときは、当事者、裁判所又はその他手続に関与した機関の最後の手続行為をもって手続の終結に代える。当事者の一方が、手続を更に行ったときは、新たに消滅時効の停止が開始する。
- (3) 第1項第6a号、第9号、第12号及び第13号には、第206条、第210条及び第211条の規定を準用する。

#### 第205条 給付拒絶権の場合の消滅時効の停止

債務者が債権者との合意に基づき、一時的に給付を拒絶する権利を有する間は、消滅時効は停止する。

(10) 註文：第6a号は、「2012年10月19日の資本市場法上の投資者モデル手続に関する法律 [KapMuG] の改正及びその他の法令の改正に関する法律」(BGBl. I S.2182)による民法改正によって追加されたものである。モデル手続 [Musterverfahren] とは、誤り、虚偽又は懈怠による公共の市場情報を理由とする損害賠償請求権又は履行請求権を内容とする手続において、10人以上の原告が申し立てたときに採用される手続であって、請求を根拠づけ、又はこれを否定する事実及び法律問題の審理が、上級地方裁判所の前で行われる。詳細は KapMuG が規定する。Creifelds Rechtswörterbuch, „Musterverfahren“. ;「モデル手続」の訳語については、久保寛展「投資者の集团的権利保護の可能性—ドイツにおける投資者モデル手続法 (KapMuG) 法案の策定—」『福岡大学法学論叢』50巻1号, 2005.6, pp.1-51 参照。これを「ムスタ手続」と訳している例もある。福田清明「ドイツの「資本市場法上の争訟におけるムスタ手続に関する法律 (KapMuG)」の2012年改正—消費者の集团的権利保護制度の一翼を担う KapMuG—」『明治学院大学法科大学院ローレビュー』第18号, 2013.3, pp.105-125.

**第 206 条 不可抗力の場合の消滅時効の停止**

債権者が、消滅時効期間の最後の 6 月以内の期間に、不可抗力により権利の追求を妨げられているときは、消滅時効は停止する。

**第 207 条 家族に関する理由及びこれに類する理由による消滅時効の停止**

(1) 婚姻が存在しているときは、配偶者間の請求権の消滅時効は停止する。次に掲げる者の間の請求権についても同様とする。

1. 生活パートナーシップ<sup>(11)</sup>が存在している限りにおいての生活パートナー間
2. 子が満 21 歳に達するまで、子と次に掲げるいずれかの者との間
  - a) その両親
  - b) 一方の親の配偶者又は生活パートナー
3. 後見 [Vormundschaft]<sup>(12)</sup> 関係が存続する間における、後見人 [Vormund] と被後見人 [Mündel] との間
4. 世話 [Betreuung]<sup>(13)</sup> 関係が存続する間における、被世話人 [Betreuter] と世話人 [Betreuer] との間
5. 保護 [Pflegschaft]<sup>(14)</sup> が継続する間における、被保護人 [Pflegling] と保護人 [Pfleger] との間

補佐人 [Beistand] に対する子の請求権の消滅時効は、補佐 [Beistandschaft]<sup>(15)</sup> の期間中は、停止する。

(2) 前項の規定は、次条の適用を妨げない。

**第 208 条 性的自己決定の侵害による請求権の場合の消滅時効の停止**

性的自己決定の侵害による請求権の消滅時効は、債権者が満 21 歳になるまで停止する。性的自己決定の侵害による請求権の債権者が、消滅時効の開始時に債務者と家内共同体において生活しているときも、消滅時効は、家内共同体の終了まで停止する。

**第 209 条 停止の効力**

消滅時効が停止している期間は、消滅時効期間に算入しない。

(11) 訳注：生活パートナーシップ (Lebenspartnerschaft) とは、登録した同性のカップルに婚姻類似の保護を認める制度であり、「2001 年 2 月 16 日の同性の共同体「生活パートナーシップ」への差別を廃止するための法律」(BGBl. I S.266) によって定められ、民法典にも関連の諸規定が設けられた。Creifelds Rechtswörterbuch, „Lebenspartnerschaft“. 同法の概要を紹介した邦語文献として、戸田典子「人生パートナーシップ法—同性愛の「結婚」を認めたドイツ—」『外国の立法』No.212, 2002.5, pp.20-36 参照。

(12) 訳注：後見 (Vormundschaft) は、未成年の子が両親の配慮の下にないとき、又は両親が、子の身上に関わる事項、財産に関わる事項のいずれについても代理権を有しないとき等に、家庭裁判所が職権で命じるものである。後見人は家庭裁判所が選任する。第 1773 条から第 1895 条までの規定を参照。

(13) 訳注：世話 (Betreuung) は、精神の疾患又は肉体的、精神的若しくは情緒的障害を有する成年者が、自己の事務の全部又は一部を処理することができないときに、本人の申立て又は世話裁判所の職権により、世話人を付する制度である。第 1896 条から第 1908i 条までの規定を参照。

(14) 訳注：保護 (Pflegschaft) とは、親の配慮又は後見の下にある者について、親又は後見人がその事項の処理に障害を有しているときや、行方の知れない成年者の財産管理のため等に保護人を選任して管理に当たらせる制度であり、いくつかの種類がある。第 1909 条から第 1921 条までの規定を参照。

(15) 訳注：補佐 (Beistandschaft) とは、両親の一方の申立てにより、少年局が子の補佐人となって、父の確認、扶養請求権の主張及びその行使を行う制度である。第 1712 条から第 1717 条までの規定を参照。なお、前掲(12)から本注までの訳語は、ドイツ家族法研究会「親としての配慮・補佐・後見 (一) ~ (六) ドイツ家族法注解」『民商法雑誌』142(6)-149(4/5), 2010.9-2014.1・2 に従った。

### 第210条 完全行為能力者でない者の場合の消滅時効完成の停止

- (1) 行為無能力者又は制限行為能力者が、法定代理人を有しないときは、その者のために又はその者に対して進行する消滅時効は、その者が無制限の行為能力者となり又は代理の不在が除去された時点の後6月間の満了前には完成しない。
- (2) 前項の規定は、行為能力を制限された者が、訴訟能力を有するときは、適用しない。

### 第211条 相続財産の場合における消滅時効完成の停止

遺産に属する請求権又は遺産に対する請求権の消滅時効は、相続が相続人により承認された時点、遺産に関する破産手続が開始された時点、又は、請求権を代理人により若しくは代理人に対して行使することができる時点の後6月間の満了前には、完成しない。消滅時効期間が6月に満たないときは、消滅時効のために定められた期間をもって6月間に代える。

### 第212条 消滅時効の新たな開始

- (1) 消滅時効は、次に掲げるいずれかの場合に新たに開始する。
  1. 債務者が、債権者に対し、一部弁済、利息の支払、担保の提供又はその他の方法で請求権を承認したとき。
  2. 裁判所又は官庁により強制執行が行われ、又はその申立てがなされたとき。
- (2) 強制執行による消滅時効の新たな開始は、強制執行が、債権者の申立てにより又は法律上の要件の欠如のため取り消されたときは、なかったものとみなす。
- (3) 強制執行の実施の申立てによる消滅時効の新たな開始は、申立てが許容されないとき、申立てが強制執行の場合に取り下げられたとき、又は実行された強制執行が、前項の規定により取り消されたときは、なかったものとみなす。

### 第213条 他の請求権の場合の消滅時効の停止、完成の停止及び新たな開始

消滅時効の停止、消滅時効完成の停止及び消滅時効の新たな開始は、同じ原因から選択的に請求権と並び又はこれに代えて存在する請求権についても適用する。

## 第3節 消滅時効の法的効果

### 第214条 消滅時効の効力

- (1) 消滅時効の完成後は、債務者は、給付を拒絶する権利を有する。
- (2) 消滅時効の完成した請求権の満足のため給付した物は、消滅時効の完成を知らずに給付したときであっても、その返還を請求することはできない。債務者による契約に従った承認又は担保の提供についても同様とする。

### 第215条 消滅時効完成後の相殺及び留置権

請求権が最初の相殺の時点又は給付が拒絶された時点で消滅時効が完成していなかったときは、相殺又は留置権の行使を妨げない。

### 第216条 担保付請求権の場合の消滅時効の効力

- (1) 抵当権、船舶抵当権又は質権が存在する請求権の消滅時効は、債権者が、担保権が設定された対象から請求権の満足を得ようとすることを妨げない。
- (2) 請求権の担保のため、ある権利が創出されたときは、請求権の消滅時効を理由として返還を請求することはできない。所有権が留保された場合において、担保された請求権について消滅時効が完成したときであっても、契約を解除することができる。

(3) 前 2 項の規定は、利息請求権その他の反復される給付に対する請求権の消滅時効には適用しない。

#### 第 217 条 従たる給付の消滅時効

主たる請求権とともに、これに依存する付随的給付も、その請求権に適用される特別の消滅時効が未だ完成していないときであっても、消滅時効が完成する。

#### 第 218 条 解除の無効

(1) 給付が行われないこと又は契約に従って行われないことを理由とする解除は、給付に対する請求権又は履行の追完に対する請求権に消滅時効が完成しており、かつ、債務者がこれを援用したときは、効力を有しない。債務者が、第 275 条第 1 項から第 3 項、第 439 条第 3 項又は第 635 条第 3 項の規定により、給付を行う必要がなく、給付に対する請求権又は履行の追完に対する請求権について消滅時効が完成していたこととなるときも同様である。この項の規定は、第 216 条第 2 項第 2 文の規定の適用を妨げない。

(2) 第 214 条第 2 項の規定は、前項の場合に準用する。

#### 第 219 条から第 225 条まで

削除

### 第 6 章 権利の行使、自己防衛、自救行為

#### 第 226 条 シカーネ [加害目的の権利行使] の禁止

権利の行使は、それが他人に対して損害を与える目的のみで行われる可能性があるときは、許されない。

#### 第 227 条 正当防衛

(1) 正当防衛の必要から行った行為は、違法ではない。

(2) 正当防衛とは、現在の違法な侵害を、自己又は他人が回避するために必要な防衛行為をいう。

#### 第 228 条 緊急避難

他人の物によって生じた切迫した危険を、自己又は他人が回避するために他人の物を毀損又は破壊した者は、毀損又は破壊が、危険の回避にとって必要であり、損害が危険に対して均衡を失わないときは、違法に行為した者ではない。行為者が危険について責めを負うときは、行為者は、損害賠償の責任を負う。

#### 第 229 条 自力救済

自力救済の目的で、物を奪取し、破壊し若しくは毀損した者、又は自力救済の目的で、逃亡の疑いがある義務者を拘束し、若しくは義務者が受忍する義務を負う行為に対する義務者の抵抗を排除した者は、官憲の救済が適時に得られず、直ちに介入しなければ、請求権の実現が失敗し、又は本質的に困難になる危険があるときは、違法に行為した者ではない。

#### 第 230 条 自力救済の限界

(1) 自力救済は、危険の回避のために必要である範囲を超えて継続して行ってはならない。

(2) 物の奪取の場合には、強制執行が実施されていない限りにおいて、仮差押えを申し立てなければならない。

(3) 義務者の拘束の場合には、義務者が再び自由にされない限り、人的保全を拘束が行われた区域にある区裁判所に申し立てなければならない。義務者を遅滞なく裁判所に連行しなければなら

らない。

(4) 人的保全の申立てが遅延し又は退けられたときは、奪取された物の返還及び拘束された者の釈放を遅滞なく行わなければならない。

#### 第 231 条 錯誤による自力救済

第 229 条に掲げる行為を、違法性の排除に必要な要件が存在するとの誤った仮定で行った者は、錯誤が過失によるものでないときでも、相手方に対し、損害賠償の義務を負う。

### 第 7 章 担保の提供

#### 第 232 条 種類

(1) 担保を提供しなければならない者は、次に掲げるいずれかの行為により、これを行うことができる。

金銭又は有価証券の供託

連邦国庫債務原簿又は州の州債務原簿に登録されている債権に対する質権設定

動産に対する質権設定

ドイツ船舶登記簿又は建造中船舶登記簿に登録されている船舶又は建造中船舶に対する船舶  
抵当権の設定

国内の土地に対する抵当権の設定

国内の土地に設定された抵当権の被担保債権に対する質権設定

国内の土地に対する土地債務又は定期土地債務に対する質権設定

(2) 前項に規定する方法では、担保を提供することができないときは、適格な保証人を立てることが許される。

#### 第 233 条 供託の効力

供託により、権利者は、供託された金銭又は有価証券に関する質権を取得し、金銭又は有価証券が国庫の所有又は供託機関により指定された機関の所有に帰したときは、返還債権に対する質権を取得する。

#### 第 234 条 適格な有価証券

(1) 有価証券は、それが持参人払式であり、市場価格を有し、かつ、被後見人の所持金を投資することができる種類に属するときに限り、担保の提供の適格性を有する。白地式裏書によって譲渡される指図証券は、持参人払式証券と同等とする。

(2) 有価証券とともに、利息証書、年金証書、利益持分証書及び更改証書を供託しなければならない。

(3) 有価証券は、市場価格の 4 分の 3 の額についてのみ、担保として提供することができる。

#### 第 235 条 交換権

金銭又は有価証券の供託により担保を提供した者は、供託された金銭を適格な有価証券と交換し、又は供託された有価証券をその他の適格な有価証券若しくは金銭と交換する権利を有する。

#### 第 236 条 原簿債権

連邦又は州に対する債務原簿債権は、有価証券の市場価格の 4 分の 3 の額についてのみ担保として提供することができ、債権者はその交付を自己の債権の消滅と引換えに請求することができる。

**第 237 条 動産**

動産は、その評価額の 3 分の 2 の額についてのみ、担保として提供することができる。その腐敗が懸念され、又はその保管が特別の困難を伴う動産については、これを担保とすることを拒絶することができる。

**第 238 条 抵当権、土地債務及び定期土地債務**

(1) 抵当債権、土地債務又は定期土地債務は、それらが、担保の提供の場所において、被後見人の所持金を抵当債権、土地債務又は定期土地債務に対して投資することができる要件に合致するときに限り、担保の提供に適したものとする。

(2) 債権に対して保全抵当が成立しているときは、その債権は、担保の提供に適しないものとする。

**第 239 条 保証人**

(1) 保証人は、保証を行うべき額に相応する財産を有し、その普通裁判籍を国内に有するときに適格性を有する。

(2) 保証人となる意思表示は、先訴の抗弁の放棄を含むものでなければならない。

**第 240 条 補充義務**

提供された担保が、権利者の責めに帰すべき事由なく不十分となったときは、これを補充し、又はその他の担保を提供しなければならない。

「基本情報シリーズ」

既刊

⑦各国憲法集(1) スウェーデン憲法	2012年 1月
⑧各国憲法集(2) アイルランド憲法	2012年 3月
⑨各国憲法集(3) オーストリア憲法	2012年 3月
⑩各国憲法集(4) カナダ憲法	2012年 3月
⑪各国憲法集(5) ギリシャ憲法	2013年 2月
⑫各国憲法集(6) スイス憲法	2013年 3月
⑬各国憲法集(7) オランダ憲法	2013年 3月
⑭わが国が未批准の国際条約一覧(2013年1月現在)	2013年 3月
⑮各国憲法集(8) ポルトガル憲法	2014年 2月
⑯主要国の憲法改正手続	2014年 8月
⑰欧米主要国の議会による情報機関の監視	2014年 9月
⑱各国憲法集(9) フィンランド憲法	2015年 3月

調査資料 2014-1-d  
基本情報シリーズ⑱

ドイツ民法 I (総則)

平成 27 年 3 月 31 日発行  
ISBN 978-4-87582-772-6

国立国会図書館調査及び立法考査局  
〒100-8924 東京都千代田区永田町 1-10-1  
電話 03(3581)2331  
bureau@ndl.go.jp

\*本書は、下記に掲載の PDF ファイルでもご覧いただけます。

- ・「調査の窓」の「刊行物」のページ
- ・国立国会図書館ホームページ<<http://www.ndl.go.jp/>>  
トップ>国会関連情報>調査資料>2015年刊行分

# German Civil Code, Part 1, General Provisions (Translation)

Research and Legislative Reference Bureau

National Diet Library

Tokyo 100-8924, Japan

E-mail : [bureau@ndl.go.jp](mailto:bureau@ndl.go.jp)

Research  
Materials  
2014-1-d

ISBN 978-4-87582-772-6

リサイクル適性 (A)  
この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。